

平成二十八年十一月九日

青森県教育委員会第八百十四回定例会

期 日 平成二十八年十一月九日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 その他

三内丸山遺跡縄文時遊館売店の電気料金の誤徴収について 1
職員の懲戒処分の状況 2

三 閉 会

三内丸山遺跡縄文時遊館売店の電気料金の誤徴収について

1 概要

- ・平成14年11月にオープンした縄文時遊館において、テナントである売店の電気料金を平成28年6月まで、一部徴収していなかったことが判明した。
- ・県は売店を営業する「株式会社あおもり北彩館（以下「北彩館」という。）」と協議し、未徴収だった電気料金の取扱いについて、平成28年11月2日付けで和解契約を締結した。

2 経緯

- (1) 縄文時遊館の売店については、北彩館に使用を許可しているが、売店が使用した電気料金については、県と北彩館とで分電契約を締結し、県が立替払した上で、子メーターで計量した消費電力分の電気料金を北彩館から徴収している。
- (2) 売店の消費電力を計量する子メーターは、「売店分電盤」の子メーターと「動力分電盤」の子メーターの2種類あるが、県と北彩館は、「売店分電盤」の子メーターにより、売店の消費電力全てを計量していると認識していた。
- (3) 平成28年6月に自己点検の一環として、分電範囲を電気設備業者とともに確認したところ、それまで計量していない動力分電盤の子メーターが売店用のものであること、それまで徴収していた電気料金は「電灯電力」の消費電力分のみで、「動力電力」の消費電力分が徴収されていないことが6月30日に判明した。
- (4) 平成28年7月分以降は、動力電力分も含め電気料金を徴収している。
- (5) 過去の電気料金については、北彩館が県に2,420,414円支払うことで和解した。

なお、和解金額は、縄文時遊館の子メーターが、使用期限の到来により平成25年3月1日に更新されており、それ以降が動力電力の電気使用数量の確認できる最大限の期間であるため、この期間の使用数量により推計した金額である。

3 原因

今回計量漏れが判明した動力電力の子メーターは、県も北彩館も、売店に分電されている電気の子メーターであるという認識がなかった。

4 再発防止策

- (1) 教育委員会の全公所に対し、光熱水費の確認漏れがないよう通知した。
- (2) 会議や研修等の場での注意喚起を実施する。

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成28年11月（10月1日～10月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域の高等学校 教諭（34歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成28年7月16日（土）午前10時11分頃
・青森市内の高速道路
・最高速度70km/hのところ、111km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成28年10月26日